

令和4年度事業計画書

(自：令和4年4月1日～至：令和5年3月31日)

I. 事業方針

令和3年度のスタートは4月の低温により梨やりんごの初期生育に被害が確認され令和4年度の生産への影響も懸念されている。野菜の需給は、7月中旬に平年より早い梅雨明けから最盛期となった夏秋きゅうりは8月中旬まで荷余り感が続き、安値基調となった。10月は比較的温暖な気候から野菜全般に潤沢な出回りとなり安値基調は11月まで続いた。

業務用需要は新型コロナウイルス感染の再拡大が、野菜の需給に少なからず影響したものと考えられ、消費環境は厳しい状況が続いた。

また、青果物は気象変動により作柄や市場価格が大きく変動するという特性を有しており、生産者・消費者双方に大きな影響を及ぼし、生産農家にとっては経営面での不安定要素となっている。

このようななか、令和3年度よりスタートした新たな宮城県園芸特産振興を展開する「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」(令和3年度から令和7年度)では野菜価格安定対策事業の活用推進が位置付けられており、当協会は公益法人として国及び県の支援事業の周知や情報収集を図るとともに、生産者の経営安定化に向け、野菜価格安定制度の的確な業務の遂行と県並びに中央団体の指導のもと会員、関係機関と連携し、事業の円滑な実施に努めるものとする。

なお、本協会の運営については、長期にわたる低金利状態が続き、厳しい状況下にあります。事務の合理化を進めながら引き続き経費削減等に努め、公益法人として適正な業務を行うものとする。

1. 本制度を利用する生産者にとってより有益な制度になるよう、補給金交付内容の検証を進めて参ります。
2. 「収入保険制度」の加入状況を見据えながら本制度の啓発を行い、制度未加入者への加入促進に取り組みます。
3. 交付準備金となる造成資金の適正な管理に努めます。
4. 価格差補給金の交付は、迅速で適正な交付事務に努めます。
5. 指定野菜価格安定対策事業の業務受託並びに国庫補助事業の事務支援を実施し、当協会の収益向上により運営の健全化を目指します。

II. 事業の概要

1. 一般青果物価格補給事業

生産者が出荷した野菜(菌茸含む)・果実の市場販売価格が著しく低落し、当協会の定める補償基準価格を下回った場合、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産への所得の確保と消費者への青果物の安定的な供給を図る。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

県内特定産地から生産者が対象市場に出荷販売した野菜の販売価格が著しく低落し、国の定める保証基準価格を下回った場合、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産への所得の確保と消費者への野菜の安定的な供給を図る。

3. 指定野菜価格安定対策事業

独立行政法人農畜産業振興機構が実施する指定野菜価格安定対策事業について登録出荷団体である全国農業協同組合連合会宮城県本部との受託契約に基づきその業務を受託する。

4. 事業計画

[単位：数量・t、金額・円、前年比・%]

項目	交付予約		補償（保証）	
	数量	前年比	金額	前年比
1 一般青果物	8,001.1	95.3	456,324,900 (182,529,960)	107.6
2 特定野菜等	107.0	97.3	11,278,390	97.5
3 指定野菜	4,697.0	97.5	269,945,000	102.8
4 計	12,805.1		737,548,290	

注：（ ）は概算資金造成額（一般青果物補償金額の40%）

5. 野菜価格安定事業の推進に関する事業

野菜価格安定事業の実施に伴い、制度説明会や事業実施等に必要な国および県の支援策の情報収集や調査を行う。

なお、本事業は、野菜価格安定事業の普及推進および制度の円滑な実施のために、独立行政法人農畜産業振興機構からの委託により実施する。

6. 大規模契約栽培産地育成強化支援事業（旧端境期等対策産地育成強化支援事業）

独立行政法人農畜産業振興機構が公募する、「実需者が求める国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、国内産が需要に応え切れていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体系の構築、出荷期間の拡大及び作柄安定技術の導入の取組を支援する『端境期等対策産地育成強化推進事業』」の取組主体の事務を円滑に行うため、当協会として『大規模契約栽培産地育成強化支援事業』として引き続き実施する。

令和4年度は、令和2年度に採択となった1取組主体（品目：たまねぎ）が3年目となる事業を継続する。